



かながわ信用金庫の現況
ディスクロージャー

DISCLOSURE 2025

資料編

CONTENTS

貸借対照表	1
損益計算書	2
剰余金処分計算書	2
注記表	3
経営指標その他	7
連結決算の状況	13
自己資本比率規制 第3の柱	15
報酬体系	29

かながわ信用金庫

貸借対照表

■資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)
(資産の部)		
現金	11,007	14,706
預け金	446,341	453,463
買入金銭債権	11	8
商品有価証券	2	2
商品地方債	2	2
有価証券	244,879	219,125
国債	20,204	13,213
地方債	97,805	88,305
社債	15,568	12,844
株式	4,470	4,073
その他の証券	106,830	100,688
貸出金	670,434	709,233
割引手形	1,338	670
手形貸付	34,516	32,178
証書貸付	623,922	665,572
当座貸越	10,657	10,812
外国為替	38	32
外国他店預け	38	32
その他資産	9,195	8,708
未決済為替貸	743	478
信金中金出資金	5,860	5,860
前払費用	73	74
未収収益	1,614	1,539
金融派生商品	13	18
その他の資産	888	737
有形固定資産	14,040	13,956
建物	2,816	2,561
土地	10,110	10,108
リース資産	359	286
建設仮勘定	0	311
その他の有形固定資産	753	689
無形固定資産	453	457
ソフトウェア	174	178
その他の無形固定資産	279	279
前払年金費用	627	854
繰延税金資産	6,535	10,016
債務保証見返	1,528	1,381
貸倒引当金	△ 2,167	△ 3,439
個別貸倒引当金	△ 1,792	△ 3,173
資産の部 合計	1,402,930	1,428,507

■負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)
(負債の部)		
預金積金	1,369,062	1,400,812
当座預金	28,208	29,404
普通預金	750,048	761,998
貯蓄預金	4,158	3,972
通知預金	12,466	11,980
定期預金	541,284	559,030
定期積金	26,907	24,529
その他の預金	5,989	9,896
借入金	1,908	1,633
借入金	1,908	1,633
外国為替	－	14
売渡外国為替	－	14
その他負債	5,152	5,174
未決済為替借	819	415
未払費用	1,123	1,160
給付補填備金	11	6
未払法人税等	313	475
前受収益	430	605
払戻未済金	87	61
払戻未済持分	6	8
職員預り金	1,454	1,446
リース債務	359	286
資産除去債務	146	135
その他の負債	399	573
賞与引当金	428	448
役員退職慰労引当金	178	209
睡眠預金払戻損失引当金	112	104
偶発損失引当金	151	246
債務保証	1,528	1,381
負債の部 合計	1,378,523	1,410,026
(純資産の部)		
出資金	4,674	5,043
普通出資金	4,674	5,043
利益剰余金	35,340	36,037
利益準備金	4,760	4,760
その他利益剰余金	30,580	31,277
特別積立金	28,309	29,609
当期末処分剰余金	2,270	1,667
処分未済持分	△ 29	△ 0
会員勘定 合計	39,985	41,079
その他有価証券評価差額金	△ 15,577	△ 22,598
評価・換算差額等 合計	△ 15,577	△ 22,598
純資産の部 合計	24,407	18,481
負債及び純資産の部 合計	1,402,930	1,428,507

損 益 計 算 書

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	15,729	16,313
資金運用収益	13,105	14,402
貸出金利息	8,835	9,390
預け金利息	1,632	2,583
コールローン利息	0	0
有価証券利息配当金	2,537	2,328
その他の受入利息	98	99
役務取引等収益	1,337	1,424
受入為替手数料	725	746
その他の役務収益	611	678
その他業務収益	627	462
外国為替売買益	17	17
商品有価証券売買益	0	-
国債等債券売却益	364	261
その他の業務収益	245	183
その他経常収益	657	22
償却債権取立益	9	10
株式等売却益	628	-
その他の経常収益	19	12
経常費用	13,653	15,203
資金調達費用	723	1,376
預金利息	664	1,326
給付補填備金繰入額	7	4
借入金利息	43	37
その他の支払利息	7	7
役務取引等費用	748	767
支払為替手数料	159	162
その他の役務費用	589	605
その他業務費用	2,449	1,574
商品有価証券売買損	-	0
国債等債券売却損	2,413	1,518
金融派生商品費用	29	51
その他の業務費用	5	4
経費	9,445	9,726
人件費	6,024	6,225
物件費	3,037	3,168
税金	382	332
その他経常費用	288	1,759
貸倒引当金繰入額	4	1,386
貸出金償却	126	99
その他資産償却	2	2
その他の経常費用	154	270

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常利益	2,075	1,110
特別利益	0	12
固定資産処分益	0	5
その他の特別利益	-	6
特別損失	22	83
固定資産処分損	22	83
税引前当期純利益	2,052	1,039
法人税、住民税及び事業税	502	616
法人税等調整額	68	△ 413
法人税等 合計	570	202
当期純利益	1,482	836
繰越金 (当期首残高)	788	830
当期末処分剰余金	2,270	1,667

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	2,270	1,667
剰余金処分額	1,440	839
利益準備金	-	100
普通出資に対する配当金	140	139
普通配当 年3%		普通配当 年3%
特別積立金	1,300	600
繰越金 (当期末残高)	830	827

信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、令和5年度の計算書類は有限責任あずさ監査法人、令和6年度の計算書類はかなで監査法人の監査を受けています。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（「以下、「財務諸表」という。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査について適正性・有効性等を確認しています。

令和7年6月25日
かながわ信用金庫

理事長 片岡 祐二

注 記 表

■貸借対照表の注記（令和6年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 1年～33年 その他の有形固定資産 2年～28年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
破綻懸念先で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、一定期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は959百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の

差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

当事業年度末の退職給付債務等の内容については、次のとおりであります。

退職給付債務	△ 2,985 百万円
年金資産（時価）	4,860
未積立退職給付債務	1,874
未認識数理計算上の差異	△ 1,020
貸借対照表計上額の純額	854
前払年金費用	854

数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	1.675%
長期期待運用収益率	3.000%

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額 (A)	1,832,300 百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額 (B)	1,853,684
差引額 (A-B)	△ 21,384

制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分） 0.7860%

制度全体の積立状況に係る差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金155百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰勞引当金は、役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸取引に準じた会計処理によっております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,439 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 631 百万円

20. 子会社等の株式の総額 30 百万円

21. 子会社等に対する金銭債務総額 135 百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 12,124 百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等および営業用車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,392 百万円

危険債権額 16,087 百万円

三月以上延滞債権額 0 百万円

貸出条件緩和債権額 1,673 百万円

合計額 20,154 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は670百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金（定期預金） 6,000 百万円

有価証券 21,370 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 1,633 百万円

その他の預金 909 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金（定期預金）20,000百万円、地方公共団体が行う公益事業の取納事務取扱の担保等として預け金及びその他の資産22百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金83百万円、敷金81百万円が含まれております。

27. 出資1口当たりの純資産額 3,665円04銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券で、そのほか投資信託及び株式でも運用しております。

これらは、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、信用リスク委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領でリスク管理方法や手続等を定め、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を経営会議において行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び経営会議に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理しております。

為替変動リスクを回避するため、持高については極力スクエアとするよう努めております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第

注 記 表

8号)において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、イールドカーブのステイプ化が生じた場合、時価は、7,102百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(貸借対照表計上額)	(時 価)	(単 位: 百万円) (差 額)
(1) 預 け 金 (*1)	453,463	446,325	△ 7,137
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	2	2	-
(3) 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	11,000	9,227	△ 1,772
其他有価証券 (*2)	207,965	207,965	-
(4) 貸 出 金 (*1)	709,233		
貸倒引当金 (*3)	△ 3,438		
	705,795	707,664	1,869
金融資産 計	1,378,226	1,371,185	△ 7,040
(1) 預 金 積 金	1,400,812	1,402,082	1,269
(2) 借 用 金 (*1)	1,633	1,706	73
金融負債 計	1,402,446	1,403,789	1,342
デリバティブ取引 (*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	18	18	-
デリバティブ取引 計	18	18	-

(*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*4) その他資産・負債に計上されているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金 融 資 産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利等)で割り引いた現在価値を算定し、時価に代わる金額として記載しております。

(2) 商品有価証券

商品有価証券は、日本証券業協会が公表する売買参考統計値の平均値の価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表する売買参考統計値の平均値又は取引金融機関等から提示された価格等によっております。また、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30. から31. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利等)で割り引いた価額

金 融 負 債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する店頭表示利率を用いております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利等)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(区 分)	(貸借対照表計上額)
子会社株式 (*1)	30 百万円
非上場株式 (*1)	111 百万円
信金中金出資金 (*1)	5,860 百万円
組合出資金 (*2)	17 百万円
合 計	6,019 百万円

(*1) 子会社株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-26項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)			
	(1年以内)	(1年超 5年以内)	(5年超 10年以内)	(10年超)
預け金(*1)	5,001	16,000	102,500	95,800
有価証券	7,557	40,118	52,763	110,076
満期保有目的の債券	-	-	-	11,000
その他有価証券のうち満期があるもの	7,557	40,118	52,763	99,076
貸出金(*2)	115,777	203,032	171,501	204,631
合計	128,335	259,150	326,765	410,507

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
(*2) 貸出金のうち、延滞債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)			
	(1年以内)	(1年超 5年以内)	(5年超 10年以内)	(10年超)
預金積金(*)	1,247,798	152,892	2	118
借入金	280	987	221	144
合計	1,248,078	153,880	224	263

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

売買目的有価証券

当年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)

売買目的有価証券 △ 0

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

(種類)	(貸借対照表計上額)	(時価)	(差額)
◇時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
その他	500	557	57
小計	500	557	57
◇時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
社債	2,000	1,652	△ 347
その他	8,500	7,017	△ 1,482
小計	10,500	8,669	△ 1,830
合計	11,000	9,227	△ 1,772

その他有価証券

(単位：百万円)

(種類)	(貸借対照表計上額)	(取得原価)	(差額)
◇貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,931	3,871	59
その他	10,808	10,124	684
小計	14,739	13,995	743
◇貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券	112,363	131,282	△ 18,919
国債	13,213	16,673	△ 3,460
地方債	88,305	103,134	△ 14,829
社債	10,844	11,474	△ 629
その他	80,862	94,324	△ 13,462
小計	193,226	225,607	△ 32,381
合計	207,965	239,603	△ 31,637

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	(売却額)	(売却益の合計額)	(売却損の合計額)
債券	7,335	-	1,477
国債	5,499	-	1,066
地方債	213	-	39
社債	1,622	-	371
その他	2,913	261	41
合計	10,248	261	1,518

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は48,305百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,876百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,069	百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	416	百万円
固定資産減損損失	995	百万円
その他有価証券評価差額	9,038	百万円
その他	471	百万円
繰延税金資産 小計	11,992	百万円

評価性引当額	△ 1,720	百万円
繰延税金資産 合計	10,272	百万円

繰延税金負債

その他	255	百万円
繰延税金負債 合計	255	百万円

繰延税金資産の純額

10,016 百万円

■ 損益計算書の注記 (令和6年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 40 百万円
子会社との取引による費用総額 253 百万円
- 出資1口当たり当期純利益金額 177円88 銭
- 収益を理解するために基礎となる情報は、貸借対照表の注記において注記しております。

経営指標 その他

■業務粗利益

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	12,382	13,026
資金運用収益	13,105	14,402
資金調達費用	723	1,376
役員取引等収支	589	657
役員取引等収益	1,337	1,424
役員取引等費用	748	767
その他の業務収支	△ 1,821	△ 1,111
その他業務収益	627	462
その他業務費用	2,449	1,574
業務粗利益	11,150	12,572
業務粗利益率	0.80	0.90

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
 3. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

■業務純益

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	1,743	2,857
実質業務純益	1,732	2,748
コア業務純益	3,781	4,005
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	3,781	4,005

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等の臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■総資金利鞘等

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.94	1.03
資金調達原価率	0.73	0.81
総資金利鞘	0.21	0.22

■総資産利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.14	0.07
総資産当期純利益率	0.10	0.05

- (注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = 経常 (当期純) 利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平均残高		利 息		利 回	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	1,388,967	1,395,407	13,105	14,402	0.94	1.03
うち貸出金	653,391	683,946	8,835	9,390	1.35	1.37
うち預け金	424,704	433,547	1,632	2,583	0.38	0.59
うち有価証券	305,202	271,615	2,537	2,328	0.83	0.85
資金調達勘定	1,374,393	1,382,616	723	1,376	0.05	0.09
うち預金積金	1,370,838	1,379,350	672	1,331	0.04	0.09
うち借入金	2,059	1,788	43	37	2.12	2.12

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高および利息を、それぞれ控除して表示しています。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息・支払利息の増減分析

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	123	552	676	178	1,118	1,297
うち貸出金	320	△ 115	204	413	141	554
うち預け金	38	750	789	33	917	951
うち有価証券	△ 263	△ 55	△ 318	△ 279	70	△ 209
支払利息	△ 28	△ 66	△ 95	△ 1	654	652
うち預金積金	13	△ 102	△ 89	4	654	658
うち借入金	△ 42	36	△ 5	△ 5	0	△ 5

- (注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて表示しています。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	763,327	789,924
うち有利利息預金	693,701	718,625
定期性預金	602,803	584,328
うち固定金利定期預金	572,338	559,702
うち変動金利定期預金	148	64
その他	4,707	5,097
計	1,370,838	1,379,350
譲渡性預金	—	—
合 計	1,370,838	1,379,350

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預貸率 (単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	48.97	50.63
期中平均預貸率	47.66	49.58

- (注) 1. 預貸率＝貸出金／(預金積金＋譲渡性預金)×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■定期預金の区分別残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	541,284	559,030
固定金利定期預金	541,214	558,981
変動金利定期預金	69	49

■貸出金平均残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
割引手形	1,397	941
手形貸付	33,725	33,321
証書貸付	608,143	639,332
当座貸越	10,126	10,350
合 計	653,391	683,946

- (注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金	670,434	709,233
変動金利	414,353	429,842
固定金利	256,081	279,391

■貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	389,113	58.0	400,642	56.5
運転資金	281,321	42.0	308,590	43.5
合 計	670,434	100.0	709,233	100.0

■貸出金・債務保証見返の担保別残高内訳 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返
当金庫預金積金	4,167	34	4,509	30
動産	—	6	—	5
不動産	245,287	574	254,203	469
その他	—	—	—	—
計	249,455	614	258,713	505
信用保証協会・信用保険	125,962	3	139,879	0
保証	58,140	20	57,543	68
信用	236,876	889	253,096	806
合 計	670,434	1,528	709,233	1,381

経営指標 その他

■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	425	29,457	4.3	428	27,666	3.9
農業、林業	20	241	0.0	19	239	0.0
漁業	24	928	0.1	25	1,014	0.1
建設業	1,522	45,938	6.8	1,588	47,604	6.7
電気、ガス、熱供給、水道業	10	541	0.0	11	739	0.1
情報通信業	98	2,587	0.3	101	2,732	0.3
運輸業、郵便業	163	8,134	1.2	168	9,302	1.3
卸売業、小売業	1,073	53,903	8.0	1,101	53,707	7.5
金融業、保険業	29	9,563	1.4	31	11,431	1.6
不動産業	1,756	212,962	31.7	1,818	224,179	31.6
物品賃貸業	30	1,795	0.2	30	1,886	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	791	13,367	1.9	820	13,726	1.9
宿泊業	23	1,858	0.2	24	2,100	0.2
飲食業	605	10,093	1.5	626	10,902	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	408	10,668	1.5	436	10,467	1.4
教育、学習支援業	91	6,545	0.9	95	6,554	0.9
医療・福祉	506	23,444	3.4	515	24,212	3.4
その他のサービス	411	19,517	2.9	418	17,918	2.5
地方公共団体	7	57,663	8.6	7	77,439	10.9
個人	12,560	161,221	24.0	12,479	165,404	23.3
合計	20,552	670,434	100.0	20,740	709,233	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■個人向け貸出残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
個人ローン	161,221	165,404
うち住宅ローン	126,957	129,729

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

貸出金償却	令和5年度	令和6年度
	126	99

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	385	374	-	385	374
	令和6年度	374	265	-	374	265
個別貸倒引当金	令和5年度	1,860	1,792	82	1,777	1,792
	令和6年度	1,792	3,173	113	1,679	3,173
合計	令和5年度	2,245	2,167	82	2,162	2,167
	令和6年度	2,167	3,439	113	2,053	3,439

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				(c)	(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	2,212	2,212	1,634	577	100.0	100.0
	令和6年度	2,392	2,392	1,679	713	100.0	100.0
危険債権	令和5年度	16,509	11,793	10,578	1,214	71.4	20.4
	令和6年度	16,087	12,405	9,944	2,460	77.1	40.0
要管理債権	令和5年度	1,969	1,310	1,299	11	66.5	1.6
	令和6年度	1,673	1,196	1,193	2	71.4	0.5
三月以上延滞債権	令和5年度	7	0	—	0	0.5	0.5
	令和6年度	0	0	0	0	100.0	100.0
貸出条件緩和債権	令和5年度	1,962	1,310	1,299	11	66.8	1.6
	令和6年度	1,673	1,195	1,193	2	71.4	0.5
小計 (A)	令和5年度	20,692	15,316	13,512	1,803	74.0	25.1
	令和6年度	20,154	15,994	12,817	3,176	79.3	43.2
正常債権 (B)	令和5年度	651,631					
	令和6年度	690,651					
総与信残高 (A) + (B)	令和5年度	672,323					
	令和6年度	710,805					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 貸倒引当金 (d) には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

■デリバティブ取引

クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	7,761	—	13	13	9,384	—	18	18
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	7,761	—	13	13	9,384	—	18	18

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いています。
2. 時価は割引現在価値により算定しています。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引です。

経営指標その他

■有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	33,948	18,835
地方債	112,644	105,019
短期社債	13,530	14,090
社債	21,114	14,976
株式	4,280	4,013
外国証券	68,059	66,303
その他の証券	51,623	48,376
合計	305,202	271,615

■預証率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期末預証率	17.88	15.64
期中平均預証率	22.26	19.69

(注) 1. 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
商品地方債	0	2
合計	0	2

■有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	-	-	20,204	-	20,204
地方債	3,103	7,310	8,692	8,058	15,159	55,481	-	97,805
社債	785	1,496	3,687	2,640	96	6,860	-	15,568
株式	-	-	-	-	-	-	4,470	4,470
外国証券	-	-	8,338	-	-	42,856	10,850	62,046
その他の証券	-	3,287	4,525	8,794	9,573	-	18,603	44,784
合計	3,888	12,093	25,244	19,493	24,830	125,403	33,924	244,879

令和6年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	-	-	13,213	-	13,213
地方債	3,380	7,115	8,635	8,996	24,477	35,700	-	88,305
社債	363	3,449	2,413	1,514	459	4,644	-	12,844
株式	-	-	-	-	-	-	4,073	4,073
外国証券	-	992	7,232	-	-	40,793	10,748	59,766
その他の証券	3,318	2,069	5,950	14,419	-	-	15,164	40,921
合計	7,063	13,627	24,230	24,929	24,937	94,351	29,985	219,125

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	令和5年度	令和6年度
子会社株式	30	30
非上場株式	111	111
信金中金出資金	5,860	5,860
組合出資金	18	17
合計	6,020	6,019

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
2	0	2	△ 0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,000	1,091	91	500	557	57
	小 計	1,000	1,091	91	500	557	57
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,000	1,761	△ 239	2,000	1,652	△ 347
	その他	8,000	6,979	△ 1,020	8,500	7,017	△ 1,482
	小 計	10,000	8,740	△ 1,259	10,500	8,669	△ 1,830
合 計		11,000	9,832	△ 1,167	11,000	9,227	△ 1,772

 (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,942	1,308	634	3,931	3,871	59
	債券	1,372	1,369	2	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	285	285	0	—	—	—
	社債	1,086	1,084	1	—	—	—
	その他	18,396	17,000	1,396	10,808	10,124	684
小 計	21,710	19,678	2,032	14,739	13,995	743	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,385	2,562	△ 177	—	—	—
	債券	130,206	142,777	△ 12,570	112,363	131,282	△ 18,919
	国債	20,204	23,251	△ 3,046	13,213	16,673	△ 3,460
	地方債	97,519	106,373	△ 8,853	88,305	103,134	△ 14,829
	社債	12,482	13,152	△ 670	10,844	11,474	△ 629
	その他	79,416	90,249	△ 10,833	80,862	94,324	△ 13,462
小 計	212,008	235,590	△ 23,581	193,226	225,607	△ 32,381	
合 計		233,719	255,268	△ 21,548	207,965	239,603	△ 31,637

 (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含まれていません。

■金銭の信託

該当ありません。

連結決算の状況

■当金庫グループの主要な事業内容

当金庫は、100%出資子会社である3社の金融関連会社を連結範囲として連結決算を行っています。なお、当金庫においては連結自己資本比率算定上の対象会社と連結財務諸表の対象会社に相違がありません。

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率
三浦ビジネスサプライ株式会社	横須賀市本町1-15-6	事務用機器等販売業	昭和61年 4月 1日	10百万円	100%
トーションビジネス株式会社	藤沢市藤沢484-33	不動産の担保評価・管理業務	昭和62年12月19日	10百万円	100%
株式会社かなしんトータルサービス	横浜市磯子区森1-10-10	信用金庫業務の運営支援業務等	令和元年11月 7日	10百万円	100%

■令和6年度の業績

当金庫の連結対象となる子会社は、当金庫からの委託業務を主な事業としており、売上総利益の大部分が事務受託手数料で占められていますので、当金庫の連結決算に及ぼす影響は軽微です。従って、単体ベースと連結ベースの決算では、各種経営指標および計数の差異はほとんどありません。

当金庫を含めた連結決算の概況は、連結経常収益162億7千3百万円、連結経常費用151億4千2百万円となり、連結経常利益は11億3千万円を計上、親会社株主に帰属する当期純利益は8億5千万円となりました。

■主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	13,951	14,325	14,505	15,693	16,273
連結経常利益	2,424	3,149	2,992	2,099	1,130
親会社株主に帰属する当期純利益	1,716	2,246	2,117	1,499	850
連結純資産額	35,861	32,027	23,470	24,643	18,620
連結総資産額	1,333,355	1,377,571	1,387,278	1,402,951	1,428,527
連結自己資本比率	7.63	7.61	7.45	7.18	7.10

■連結貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)
(資産の部)		
現金及び預け金	457,348	468,169
買入金銭債権	11	8
商品有価証券	2	2
有価証券	244,849	219,095
貸出金	670,434	709,233
外国為替	38	32
その他資産	9,196	8,709
有形固定資産	14,087	14,003
建物	2,816	2,561
土地	10,153	10,151
リース資産	359	286
建設仮勘定	0	311
その他の有形固定資産	756	692
無形固定資産	455	458
ソフトウェア	174	178
リース資産	1	1
その他の無形固定資産	279	279
退職給付に係る資産	627	854
繰延税金資産	6,536	10,017
債務保証見返	1,528	1,381
貸倒引当金	△ 2,167	△ 3,439
資産の部 合計	1,402,951	1,428,527

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)
(負債の部)		
預金積金	1,368,837	1,400,683
借入金	1,908	1,633
外国為替	—	14
その他負債	5,159	5,181
賞与引当金	429	449
役員退職慰労引当金	180	210
睡眠預金払戻損失引当金	112	104
偶発損失引当金	151	246
債務保証	1,528	1,381
負債の部 合計	1,378,308	1,409,907
(純資産の部)		
出資金	4,674	5,043
利益剰余金	35,577	36,287
処分未済持分	△ 30	△ 111
会員勘定 合計	40,221	41,219
その他有価証券評価差額金	△ 15,577	△ 22,598
評価・換算差額等 合計	△ 15,577	△ 22,598
純資産の部 合計	24,643	18,620
負債及び純資産の部 合計	1,402,951	1,428,527

■連結損益計算書

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
経常収益	15,693	16,273
資金運用収益	13,103	14,399
貸出金利息	8,835	9,390
預け金利息	1,632	2,583
買入手形利息及びコールローン利息	0	0
有価証券利息配当金	2,535	2,325
その他の受入利息	98	99
役員取引等収益	1,337	1,424
その他業務収益	590	422
その他経常収益	662	26
償却債権取立益	9	10
その他の経常収益	652	15
経常費用	13,594	15,142
資金調達費用	723	1,376
預金利息	664	1,326
給付補填備金繰入額	7	4
借入金利息	43	37
その他の支払利息	7	7
役員取引等費用	748	767
その他業務費用	2,449	1,574
経費	9,384	9,664
その他経常費用	289	1,760
貸倒引当金繰入額	4	1,386
その他の経常費用	285	374
経常利益	2,099	1,130
特別利益	0	12
固定資産処分益	0	5
その他の特別利益	-	6
特別損失	22	83
固定資産処分損	22	83
税金等調整前当期純利益	2,076	1,060
法人税、住民税及び事業税	509	623
法人税等調整額	67	△ 413
法人税等 合計	576	209
当期純利益	1,499	850
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,499	850

■信用金庫法開示債権

当金庫の子会社には、貸出金はありません。従って、連結ベースの信用金庫法開示債権は単体ベースのものと同額です。詳しくは単体ベース（10ページ）をご参照ください。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫以外に一部で印刷・用品販売等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	34,219	35,577
利益剰余金増加高	1,499	850
親会社株主に帰属する当期純利益	1,499	850
利益剰余金減少高	142	140
配当金	142	140
利益剰余金期末残高	35,577	36,287

■連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
連結子会社（3社）
 - ・三浦ビジネスサプライ株式会社
 - ・トーシンビジネス株式会社
 - ・株式会社かなしんトータルサービス
- 連結される子会社の事業年度等に関する事項
連結される子会社の決算日
3月末日 3社
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において
確定した剰余金処分にに基づき作成しています。

自己資本比率規制 第3の柱

自己資本比率規制について

自己資本比率規制は、第1の柱（最低所要自己資本比率）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）、第3の柱（市場規律）の3本の柱で構成されています。第3の柱は、自己資本比率の算定結果、当金庫のリスク管理に関する規程や管理態勢、内部管理規程に基づいた金利リスク量の開示等について掲載しています。

■バーゼルⅢ 単体自己資本比率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	39,844	40,940
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,674	5,043
うち、利益剰余金の額	35,340	36,037
うち、外部流出予定額 (△)	140	139
うち、上記以外に該当するものの額	△ 29	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	374	265
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	374	265
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,219	41,205
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	327	330
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	327	330
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	453	616
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	781	946
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ⅰ))	39,437	40,259
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	528,862	545,761
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,391	22,588
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	552,254	568,350
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ⅰ)/(ニ))	7.14	7.08

自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

■バーゼルⅢ 連結自己資本比率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,081	41,080
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,674	5,043
うち、利益剰余金の額	35,577	36,287
うち、外部流出予定額 (△)	140	138
うち、上記以外に該当するものの額	△ 30	△ 111
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	374	265
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	374	265
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する資本の増強を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,455	41,346
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	329	330
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	329	330
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	453	616
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	783	947
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	39,672	40,399
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	528,848	545,762
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,313	22,585
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	552,162	568,347
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.18	7.10

自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

自己資本比率規制 第3の柱

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、主に特別積立金や地域のお客さまからお預かりしている出資金で構成されており、優先出資や劣後債等による調達はありません。

自己資本の充実度に関する事項

自己資本管理方針

当金庫では、「自己資本管理方針」および「自己資本管理規程」を定め、自己資本管理態勢の構築に努めています。また、適正な収益をあげることで内部留保を高め、自己資本の充実を図るとともに、資産を適正に評価、管理する体制を整えています。

自己資本比率の算定に当たっては、標準的手法を採用し信用リスク・アセットの算出を行い、オペレーショナル・リスクについては、標準的計測手法を採用してオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。また、信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額に対する所要自己資本額を算出することで、自己資本の充実度を検証するとともに、銀行勘定の金利リスクについても定期的に計測し、自己資本額に対する水準をモニタリングしています。

信用リスク・アセット等の額 (単体)

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	528,862	21,154	545,761	21,830
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	497,992	19,919	516,740	20,669
我が国の政府関係機関向け	961	38	1,120	44
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	57,069	2,282	57,964	2,318
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,140	45
法人等向け	98,347	3,933	101,070	4,042
中小企業等向け及び個人向け	75,075	3,003		
中堅中小企業等向け及び個人向け			36,449	1,457
トランザクター向け			582	23
抵当権付住宅ローン	20,432	817		
不動産取得等事業向け	198,564	7,942		
不動産関連向け			268,679	10,747
自己居住用不動産等向け			47,157	1,886
賃貸用不動産向け			33,690	1,347
事業用不動産関連向け			184,095	7,363
その他不動産関連向け			3,028	121
ADC向け			706	28
三月以上延滞等	576	23		
延滞等向け			12,521	500
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,102	44
取立未済手形	148	5	95	3
信用保証協会等による保証付	4,622	184	5,787	231
出資等	4,040	161		
出資等のエクスポージャー	4,040	161		
株式等			4,038	161
上記以外	38,152	1,526	27,909	1,116
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,897	355	8,774	350
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,159	86	3,357	134
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,503	60
上記以外のエクスポージャー	27,095	1,083	14,274	570
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,577	1,223	28,668	1,146
ルック・スルー方式	30,577	1,223	28,668	1,146
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの額				
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	292	11	352	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー				
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,391	935	22,588	903
BI			15,059	
BIC			1,807	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	552,254	22,090	568,350	22,734

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（令和6年度計数）。

自己資本の内容の評価

当金庫の単体自己資本は、内部留保額の積み上げ等により402億5千9百万円となり、リスク・アセット等の合計の5,683億5千万円に対する所要自己資本額である227億3千4百万円を175億2千5百万円上回りました。

自己資本比率の評価

当金庫の自己資本比率は7.08%となり、国内基準である4%を3.08ポイント上回り、経営の健全性に問題のない水準を確保いたしました。今後も各年度に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益を原資とした自己資本の蓄積を中心に、更なる経営基盤の強化を図ります。

信用リスク・アセット等の額 (連結)

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	528,848	21,153	545,762	21,830
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	497,978	19,919	516,740	20,669
我が国の政府関係機関向け	961	38	1,120	44
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	57,069	2,282	57,964	2,318
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,140	45
法人等向け	98,347	3,933	101,070	4,042
中小企業等向け及び個人向け	75,075	3,003		
中堅中小企業等向け及び個人向け			36,449	1,457
トランザクター向け			582	23
抵当権付住宅ローン	20,432	817		
不動産取得等事業向け	198,564	7,942		
不動産関連向け			268,679	10,747
自己居住用不動産等向け			47,157	1,886
賃貸用不動産向け			33,690	1,347
事業用不動産関連向け			184,095	7,363
その他不動産関連向け			3,028	121
ADC向け			706	28
三月以上延滞等	576	23		
延滞等向け			12,521	500
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,102	44
取立未済手形	148	5	95	3
信用保証協会等による保証付	4,622	184	5,787	231
出資等	4,010	160		
出資等のエクスポージャー	4,010	160		
株式等			4,008	160
上記以外	38,169	1,526	27,940	1,117
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,862	354	8,753	350
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,163	86	3,360	134
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,503	60
上記以外のエクスポージャー	27,143	1,085	14,322	572
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,577	1,223	28,668	1,146
ルック・スルー方式	30,577	1,223	28,668	1,146
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	292	11	352	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,313	932	22,585	903
BI			15,056	
BIC			1,806	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	552,162	22,086	568,347	22,733

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことでです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています (令和6年度計数)。

自己資本比率規制 第3の柱

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資基本方針」を制定して広く職員に周知するとともに、信用リスクを確実に認識する態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に必要額を算定しています。また、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

さらに、信用格付制度の導入や与信集中リスクを考慮した大口与信先の管理等を実施し、さまざまな角度から信用リスクの管理を行っています。また、信用リスク管理システムを導入し、モンテカルロシミュレーションを用いた信用VaRによるリスクの計量化を実施するなど、信用リスク管理の高度化に努めています。

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 (単体・連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	27	17	△ 10	△ 6	17	10	1	—
農業、林業	—	0	0	1	0	1	—	0
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	171	265	93	15	265	281	0	62
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	△ 0	△ 0	0	0	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	37	29	△ 7	△ 21	29	8	0	—
卸売業、小売業	262	228	△ 34	84	228	313	98	4
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	933	896	△ 37	△ 33	896	863	—	—
物品賃貸業	0	—	△ 0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	23	30	6	△ 5	30	25	—	11
宿泊業	59	41	△ 17	△ 14	41	27	—	—
飲食業	34	36	1	△ 10	36	25	3	5
生活関連サービス業、娯楽業	18	13	△ 5	△ 5	13	7	—	—
教育、学習支援業	13	7	△ 5	△ 3	7	3	—	—
医療、福祉	157	154	△ 3	1,405	154	1,559	2	15
その他のサービス	41	9	△ 31	△ 3	9	5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	77	61	△ 15	△ 21	61	40	20	—
その他	0	0	△ 0	△ 0	0	—	—	—
合計	1,860	1,792	△ 67	1,381	1,792	3,173	126	99

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単体・連結)

9ページをご参照ください。

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	単体		連結		(単体・連結)		(単体・連結)		(単体・連結)	(単体・連結)
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	1,327,102	1,348,497	1,327,121	1,348,516	694,604	717,819	146,362	133,485	1,034	18,417
国外	54,564	54,567	54,564	54,567	-	-	54,564	54,567	-	-
地域別合計	1,381,667	1,403,065	1,381,686	1,403,084	694,604	717,819	200,927	188,052	1,034	18,417
製造業	31,436	29,786	31,436	29,786	29,928	28,278	199	199	0	940
農業、林業	422	451	422	451	422	451	-	-	10	-
漁業	1,134	1,288	1,134	1,288	1,134	1,288	-	-	-	-
建設業	50,883	52,960	50,883	52,960	50,863	52,940	-	-	258	1,250
電気・ガス・熱供給・水道業	5,351	5,537	5,351	5,537	601	793	4,750	4,744	-	4
情報通信業	3,201	3,448	3,201	3,448	2,773	3,023	404	403	0	13
運輸業、郵便業	12,258	13,594	12,258	13,594	8,587	9,925	1,107	1,106	20	587
卸売業、小売業	55,460	55,289	55,450	55,279	54,551	54,379	899	899	59	3,928
金融業、保険業	512,250	520,755	512,250	520,755	9,716	11,719	49,438	48,733	-	-
不動産業	218,748	230,007	218,748	230,007	218,019	229,340	712	649	350	3,053
物品賃貸業	1,803	1,895	1,803	1,895	1,803	1,895	-	-	-	13
学術研究、専門・技術サービス業	18,180	19,792	18,180	19,792	18,180	19,792	-	-	13	319
宿泊業	1,864	2,107	1,864	2,107	1,864	2,107	-	-	137	939
飲食業	11,576	12,394	11,576	12,394	11,576	12,394	-	-	31	328
生活関連サービス業、娯楽業	13,031	12,950	13,031	12,950	12,990	12,909	-	-	-	406
教育、学習支援業	6,620	6,718	6,620	6,718	6,620	6,718	-	-	-	1,447
医療、福祉	27,771	28,493	27,771	28,493	27,771	28,493	-	-	65	3,659
その他のサービス	21,588	19,885	21,568	19,865	20,300	18,737	598	599	0	475
国・地方公共団体等	213,500	198,191	213,500	198,191	80,690	77,478	132,782	120,676	-	-
個人	135,047	143,844	135,047	143,844	135,037	143,837	-	-	87	1,052
その他	39,530	43,670	39,580	43,720	1,166	1,314	10,034	10,038	-	0
業種別合計	1,381,667	1,403,065	1,381,686	1,403,084	694,604	717,819	200,927	188,052	1,034	18,417
1年以下	147,995	88,659	147,995	88,659	75,800	77,077	4,600	4,722	-	-
1年超3年以下	43,891	41,041	43,891	41,041	29,415	28,334	9,456	12,689	-	-
3年超5年以下	57,704	78,698	57,704	78,698	35,949	42,713	21,358	19,592	-	-
5年超7年以下	106,717	109,157	106,717	109,157	70,335	67,328	11,381	11,828	-	-
7年超10年以下	147,293	216,050	147,293	216,050	88,439	115,216	16,353	28,334	-	-
10年超	602,736	588,445	602,736	588,445	370,964	381,564	137,776	110,885	-	-
期間の定めのないもの	275,329	281,011	275,348	281,031	23,696	5,583	-	-	-	-
残存期間別合計	1,381,667	1,403,065	1,381,686	1,403,084	694,604	717,819	200,927	188,052	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金や仮払金が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

自己資本比率規制 第3の柱

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単体

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	14,706	—	14,706	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	249,674	—	249,674	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	180,813	—	180,813	—	—	0%
国際開発銀行向け	1,011	—	1,011	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	223	—	223	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	11,672	—	11,672	—	1,120	10%
地方三公社向け	3,928	—	3,928	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	270,480	—	270,480	—	57,964	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,583	—	4,583	—	1,140	25%
法人等向け	139,453	8,622	131,201	1,330	101,070	76%
中堅中小企業等向け及び個人向け	53,611	68,955	49,663	2,060	36,449	70%
トランザクター向け	—	52,859	—	1,315	582	44%
不動産関連向け	337,345	—	333,081	—	268,679	81%
自己居住用不動産等向け	125,924	—	125,360	—	47,157	38%
賃貸用不動産向け	40,763	—	40,276	—	33,690	84%
事業用不動産関連向け	164,886	—	161,925	—	184,095	114%
その他不動産関連向け	5,300	—	5,048	—	3,028	60%
ADC向け	470	—	470	—	706	150%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	10,367	43	10,297	3	12,521	122%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,314	—	1,313	—	1,102	84%
取立未済手形	478	—	478	—	95	20%
信用保証協会等による保証付	89,832	211	89,832	21	5,787	6%
株式等	4,035	7	4,035	3	4,038	100%
合計					488,830	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

連結

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	14,706	—	14,706	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	249,674	—	249,674	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	180,813	—	180,813	—	—	0%
国際開発銀行向け	1,011	—	1,011	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	223	—	223	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	11,672	—	11,672	—	1,120	10%
地方三公社向け	3,928	—	3,928	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	270,480	—	270,480	—	57,964	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,583	—	4,583	—	1,140	25%
法人等向け	139,453	8,622	131,201	1,330	101,070	76%
中堅中小企業等向け及び個人向け	53,611	68,955	49,663	2,060	36,449	70%
トランザクター向け	—	52,859	—	1,315	582	44%
不動産関連向け	337,345	—	333,081	—	268,679	81%
自己居住用不動産等向け	125,924	—	125,360	—	47,157	38%
賃貸用不動産向け	40,763	—	40,276	—	33,690	84%
事業用不動産関連向け	164,886	—	161,925	—	184,095	114%
その他不動産関連向け	5,300	—	5,048	—	3,028	60%
ADC向け	470	—	470	—	706	150%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	10,367	43	10,297	3	12,521	122%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,314	—	1,313	—	1,102	84%
取立未済手形	478	—	478	—	95	20%
信用保証協会等による保証付	89,832	211	89,832	21	5,787	6%
株式等	4,005	7	4,005	3	4,008	100%
合計					488,800	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単体

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%
	令和6年度													
現金	14,706	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	249,674	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	180,813	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	223	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	11,672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	3,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	231,796	-	38,683	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	2,347	-	2,235	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	786	-	-	-	-	-	-	-	-	7,553	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315	-	-	-
不動産関連向け	-	-	17,033	6,847	18,252	328	2,041	472	7,786	331	3,991	8,211	1,419	7,562
自己居住用不動産等向け	-	-	17,033	6,847	13,598	328	-	472	7,786	-	-	8,211	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	4,654	-	2,041	-	-	331	3,991	-	1,419	2,514
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,048
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,345	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	478	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	31,979	57,874	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	478,185	69,770	254,022	6,847	56,936	328	2,041	472	7,786	331	5,307	18,110	1,419	7,562

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)												
	62.5%	70%	75%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	150%	250%	合計
	令和6年度												
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,706
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249,674
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180,813
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,011
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,672
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,928
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	270,480
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,583
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	300	99,316	-	-	24,575	-	-	-	-	-	132,531
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	42,639	-	-	-	7,768	-	-	-	-	-	51,724
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315
不動産関連向け	327	85,316	5,013	-	13,579	467	-	19,431	89,166	2,791	42,706	-	333,081
自己居住用不動産等向け	327	67,928	2,827	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125,360
賃貸用不動産向け	-	-	2,186	-	-	467	-	19,431	-	-	3,237	-	40,276
事業用不動産関連向け	-	17,388	-	-	13,579	-	-	-	89,166	2,791	38,997	-	161,925
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,048
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	470	-	470
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	221	-	-	-	7,733	-	10,301
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,313	-	-	-	-	-	1,313
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	478
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89,854
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,038	4,038
合計	327	85,316	47,954	99,316	13,579	467	33,880	19,431	89,166	2,791	50,439	4,038	1,355,834

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

自己資本比率規制 第3の柱

連結

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%
	令和6年度													
現金	14,706	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	249,674	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	180,813	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	223	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	11,672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	3,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	231,796	-	38,683	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	2,347	-	2,235	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	786	-	-	-	-	-	-	-	-	7,553	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315	-	-	-
不動産関連向け	-	-	17,033	6,847	18,252	328	2,041	472	7,786	331	3,991	8,211	1,419	7,562
自己居住用不動産等向け	-	-	17,033	6,847	13,598	328	-	472	7,786	-	-	8,211	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	4,654	-	2,041	-	-	331	3,991	-	1,419	2,514
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,048
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,345	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	478	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	31,979	57,874	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	478,185	69,770	254,022	6,847	56,936	328	2,041	472	7,786	331	5,307	18,110	1,419	7,562

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)												
	62.5%	70%	75%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	150%	250%	合計
	令和6年度												
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,706
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249,674
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180,813
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,011
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,672
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,928
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	270,480
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,583
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	300	99,316	-	-	24,575	-	-	-	-	-	132,531
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	42,639	-	-	-	7,768	-	-	-	-	-	51,724
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315
不動産関連向け	327	85,316	5,013	-	13,579	467	-	19,431	89,166	2,791	42,706	-	333,081
自己居住用不動産等向け	327	67,928	2,827	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125,360
賃貸用不動産向け	-	-	2,186	-	-	467	-	19,431	-	-	3,237	-	40,276
事業用不動産関連向け	-	17,388	-	-	13,579	-	-	-	89,166	2,791	38,997	-	161,925
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,048
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	470	-	470
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	221	-	-	-	7,733	-	10,301
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,313	-	-	-	-	-	1,313
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	478
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89,854
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,008	4,008
合計	327	85,316	47,954	99,316	13,579	467	33,880	19,431	89,166	2,791	50,439	4,008	1,355,804

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

■リスク・ウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等

令和5年度 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額			
	単体		連結	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	500,745	—	500,745
10%	—	59,232	—	59,232
20%	625	320,774	625	320,774
35%	—	54,745	—	54,745
50%	7,862	39,400	7,862	39,400
75%	—	70,752	—	70,752
100%	300	324,111	300	324,152
150%	—	271	—	271
250%	—	2,845	—	2,823
合計	8,788	1,372,878	8,788	1,372,898

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3社を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

令和6年度

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		単体	連結	単体	連結
	単体	連結	単体	連結				
40%未満	914,445	914,445	655	655	10%	10%	913,841	913,841
40%~70%	107,382	107,382	53,216	53,216	10%	10%	107,823	107,823
75%	43,556	43,556	15,047	15,047	11%	11%	40,306	40,306
85%	96,910	96,910	5,487	5,487	18%	18%	92,204	92,204
90%~100%	38,564	38,564	3,396	3,396	12%	12%	36,142	36,142
105%~130%	112,371	112,371	—	—	—	—	111,390	111,390
150%	51,685	51,685	29	29	11%	11%	50,085	50,085
250%	4,035	4,005	7	7	50%	50%	4,038	4,008
合計	1,368,950	1,368,920	77,840	77,840	11%	11%	1,355,834	1,355,804

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、自己資本比率規制に定められた信用リスクを軽減する措置のことで、金融庁告示に定める適格金融資産担保や保証等をいいます。

当金庫では、ご融資に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけとして認識し、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めています。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単体・連結)

(単位：百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	14,351	18,447	77,577	87,932	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

自己資本比率規制 第3の柱

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体・連結）

当金庫では、信用リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取り扱っています。具体的には、信用関連取引（クレジット・デリバティブ）を指し、この取引には、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。なお、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠の一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	13	18

② 「グロス再構築コストの額」は、0を下回らないものに限っています。

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	789	957	789	957
クレジット・デリバティブ	789	957	789	957
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	789	957	789	957

② 投資信託等における派生商品取引等の与信相当額は含まれていません。

（単位：百万円）

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	7,761	9,384	-	-
クレジット・デフォルト・スワップ	7,761	9,384	-	-

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針およびリスクの特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫は、オリジネーターとしての証券化エクスポージャーは保有しておらず、投資家としての証券化エクスポージャーを運用対象としています。

証券化商品への投資に際しては、リスク特性を十分に検討し、「証券化商品投資基準」に定める投資基準を満たす場合に限り投資することとしており、市場部門、市場リスク管理部門、市場事務部門で協議のうえALM委員会で検討し、その後経営会議で決定することとしています。

自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫は、投資している証券化エクスポージャーについて、定期的な格付の確認、裏付資産に係る情報の収集を行い、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性について検証を行います。また、その状況について定期的にALM委員会へ報告を行う体制となっています。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の保有目的区分等に関する基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3社を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・株式会社 日本格付研究所（JCR）

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

当金庫の出資等エクスポージャーは、資産運用として保有している上場株式・非上場株式に加え、子会社株式、投資事業組合への出資金および業界団体である信金中央金庫への出資金も含まれます。

リスク管理の方針

当金庫の余裕資金運用は、債券投資を中心としていますが、ポートフォリオ効果の期待できる株式等への投資も行っています。株式等は、配当収入の確保および中期的なキャピタルゲインの獲得を意図し保有しています。また、有価証券の運用にあたっては、「資金運用規程」に基づき投資を行っています。

当金庫では、「市場リスク管理方針」および「市場リスク管理規程」を定め、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的に経営会議やALM委員会へ報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的区分等に関する基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	単 体				連 結			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	4,435	4,435	4,015	4,015	4,435	4,435	4,015	4,015
非上場株式等	6,024		6,024		5,994		5,994	
合 計	10,460	4,435	10,039	4,015	10,430	4,435	10,009	4,015

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単体・連結)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	628	—
売却損	—	—
償却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単体・連結)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	498	79

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単体・連結)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単体・連結)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	67,998	64,105

自己資本比率規制 第3の柱

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクの総称で、主に市場リスク、信用リスク以外のリスクを指します。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」および「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、オペレーショナル・リスク統括委員会により、幅広いリスクに対応しています。市場リスク・信用リスクと違い、収益の向上に結びつかないリスクですが、経営に重大な影響を及ぼすことを認識し、リスクの極小化およびオペレーショナル・リスク管理態勢の構築に努めています。

①事務リスク

事務リスクとは、事務処理の仕組みや態勢の不備が原因で発生する事務ミスやトラブルにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、「事務リスク管理規程」を定め、適切に事務リスクの管理を行っています。事務リスクの管理については、定期的に「事務リスク管理部会」を開催し、検討結果を「オペレーショナル・リスク統括委員会」へ報告しています。

②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンや誤作動等により損失を被るリスクをいいます。当金庫では、「システムリスク管理規程」を定め、適切にシステムリスクの管理を行っています。システムリスクの管理については、定期的に「システムリスク管理部会」を開催し、検討結果を「オペレーショナル・リスク統括委員会」へ報告しています。

③法務リスク

法務リスクとは、法令等遵守違反行為の発生により、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、定期的にリスクの有無を検証し、「オペレーショナル・リスク統括委員会」報告しています。

④風評リスク

風評リスクとは、噂や憶測、評判といったあいまいな情報等による誤解、誤認などによりお客さまから見た当金庫の信頼度が損なわれ、評判が悪化することにより有形無形の損失を被るリスクをいいます。当金庫では、必要に応じて「風評リスク委員会」を開催し、風評リスクへの対応を検討するほか、コンティンジェンシープランを策定し万々に備えています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出

当金庫は標準的計測手法により算出しています。オペレーショナル・リスク相当額は、自己資本比率告示第304条に基づき、事業規模要素（BIC）に内部損失乗数（ILM）を乗じて算出しています。

①事業規模要素（BIC）の算出方法

事業規模要素（BIC）の額は、自己資本比率告示第305号第1項に基づき、事業規模指標（BI）の額に所定の掛目を乗じて算出しています。事業規模指標（BI）の額は金利要素（ILDC）、役務要素（SC）および金融商品要素（FC）を合計して算出しています。

②内部損失乗数（ILM）の算出方法

内部損失乗数（ILM）は、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、「1」を使用しています。

③オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、事業規模指標（BI）の算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失乗数（ILM）の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額

17、18ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利の変動により損失を被るリスクのことです。当金庫の預金や貸出金および保有する有価証券等の価値が金利の変動により低下したり、利益が減少したり損失が発生するリスクをいいます。

当金庫では、「金利リスク管理要領」を定め、適切な金利リスクにより適正な収益を確保できるよう努めています。

金利リスクの管理については、一定の金利リスクを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量を算出し、定期的にALM委員会への報告を行っています。

金利リスクの算定

○金利リスクの対象となる資産・負債	金利感应性を持つ全ての資産・負債
○計測の頻度	月次
○流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.13年
○流動性預金に割り当てられた最長の金利満期	10年
○流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	当金庫では、流動性預金のうち、引き出されることなく高確率で滞留し続ける預金をコア預金と定義しており、その残高および滞留期間の算出に当たっては、内部モデルを用いています。具体的には、過去の流動性預金残高の推移と市場金利との関係（当金庫預金金利が市場金利へ追従する割合）等をモデル化し、将来の残高を算出し満期を割り当てています。
○固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約	金融庁が定める保守的な前提を採用
○複数の通貨の集計およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値を合算 通貨間の相関等は考慮していません。
○スプレッドに関する前提	割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。
○内部モデルの使用等、 Δ EVE、 Δ NIIに 重大な影響を及ぼすその他の前提	コア預金に関して内部モデルを使用しており、内部モデルで使用する計数（パラメータ）の変動により、 Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

■銀行勘定における金利リスク

(単位：百万円)

項番		単体 Δ EVE		単体 Δ NII		連結 Δ EVE		連結 Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方平行シフト	1,417	2,679	0	0	1,417	2,679	0	0
2	下方平行シフト	0	0	2,753	2,275	0	0	2,753	2,275
3	スティープ化	8,125	7,102			8,125	7,102		
4	フラット化	0	0			0	0		
5	短期金利上昇	0	0			0	0		
6	短期金利低下	4,993	3,515			4,993	3,515		
7	最大値	8,125	7,102	2,753	2,275	8,125	7,102	2,753	2,275
8	自己資本の額	39,437	40,259			39,672	40,399		

報 酬 体 系

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されています。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で支給について承認を得た後、総代会の一任を受けた理事会において支払方法、支払時期について決定しています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の決定方法について規程で定めています。

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	259百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」230百万円、「退職慰勞金」28百万円となっています。
なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号および第6号ならびに第3条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等の額と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
- (2) 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- (3) 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
- (4) 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

●お問い合わせは、下記にて承ります。

かながわ信用金庫 経営企画部

〒238-0004 横須賀市小川町7番地

Tel.046-826-1515

URL <https://www.shinkin.co.jp/kanagawa>